

[事案 2022-127] 入院給付金支払請求

・令和 5 年 2 月 28 日 裁定終了

<事案の概要>

約款上の入院に該当しないことを理由に、入院給付金が支払われなかったことを不服として、給付金の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

統合失調感情障害により令和 3 年 7 月から約 2 か月入院したことから、平成 16 年 10 月に契約した医療保険（契約①）および平成 27 年 7 月に契約した医療保険（契約②）にもとづき入院給付金を請求したが、契約①では支払限度日数に達しているとして支払われず、契約②では支払限度日数までの入院給付金が支払われた。その後、保険会社に対して再査定を求めたところ、その結果、入院の必要性が認められた期間が短くなり、過払い金として約 10 万円の返金を求められた。しかし、本入院は、全期間が必要な入院であったことから、入院給付金を支払ってほしい。

<保険会社の主張>

本入院は、全期間について入院の必要性が認められないものと判断することもできるが、一定期間は精神障害が認められるため、申立人に最大限有利な査定をして入院給付金を支払ったことから、申立人の請求に応じることはできない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、入院時の状況等を把握するため、申立人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、本入院の不支払期間は約款上の入院に該当するとは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。